

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本道路株式会社		コード	1884
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。 ・ 独立役員の属性・選任理由の説明の記載内容に変更があるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	森村 望	社外取締役	○													○		有
2	小棹ふみ子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	友野直子	社外取締役	○													○	新任	有
4	山森裕一	社外監査役								△								
5	岸 洋平	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
6	関根 博	社外監査役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		森村 望氏は、上場会社経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的な立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていることから、社外取締役として適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び後記4に記載の当社が定める社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
2		小棹ふみ子氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的な立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていることから、社外取締役として適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び後記4に記載の当社が定める社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
3		友野直子氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的な立場で経営の監視を遂行することに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただけてと考えており、社外取締役として適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び後記4に記載の当社が定める社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。
4	山森裕一氏は、金融機関等における幅広い業務経験により培われた高度な知見を有しております。同氏は、当社の主要な取引先及び株主でもある株式会社みずほ銀行に2011年5月まで所属しておりましたが、同行の意向に影響を受ける立場ではありません。また、2022年6月より株式会社オリコフォレントインシュアにおいて非常勤監査役を務めておりますが、同社と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	山森裕一氏は、金融機関等における幅広い業務経験により培われた高度な知見を活かし、取締役の職務執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、その役割を適切に果たしていることから、社外監査役として適任と判断しております。
5	岸 洋平氏は、公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しております。同氏は、かつて、当社の会計監査人である新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）において代表社員を務めておりましたが、2019年6月に同法人を退所しております。	岸 洋平氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監視していただいていることから、社外監査役として適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び後記4に記載の当社が定める社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れがないものと判断し、独立役員として指定するものです。
6		関根 博氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として豊富な経験と専門知識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監視していただいていることから、社外監査役として適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び後記4に記載の当社が定める社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

【社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準】

当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外役員及びその候補者を、当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在及び過去10年間において、当社または当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役または執行役員その他の使用人）であった者。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（業務執行取締役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の重要な使用人）。
3. 当社の主要な取引先（直近事業年度における取引の対価となる当社の取引先からの受取額が、当社の連結総売上高の2%を超える取引先）の重要な業務執行者。
4. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における取引の対価となる当社の取引先への支払額が、その取引先の連結総売上高の2%を超える取引先）の重要な業務執行者。
5. 直近事業年度末における当社グループの借入額が、当社連結総資産の2%を超える借入先の重要な業務執行者。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬（直近事業年度における1,000万円を超える報酬）を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルタントの専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）。
7. 当社の外部会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当している者（ただし、事務的または補助的スタッフ以外の者）。
8. 当社から多額の寄付（直近事業年度における1,000万円を超える寄付）を受けている法人、団体等の理事その他の業務執行者。
9. 過去3年間において、上記3から8のいずれかに該当していた者。
10. 当社または当社の子会社の重要な業務執行者の親族関係（配偶者または二親等以内の親族）。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。